

## 熱海市クーリングシェルター（涼み処）事業募集要領

### （目的）

第1条 この事業は、暑さによる健康被害を防止し、市民等が安全に過ごせる場所を提供するために「クーリングシェルター（涼み処）」（以下「涼み処」という。）を設置・運営する施設を募集する。

### （実施内容）

第2条 「涼み処」は、市民等の休息場所として主に次の内容を実施する。

- (1) 各施設の出入り口等、見やすい場所への「涼み処」案内ステッカーの掲示
- (2) 「涼み処」の場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理

### （応募資格）

第3条 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房施設を有する施設
- (2) 3人以上の利用者が休息できる椅子、ソファ等を有する施設
- (3) 熱海市（以下「市」という。）と「涼み処」指定の協定を締結し、施設の名称、所在地、開放日、開放時間帯、受入可能人数の公表に同意できること

### （施設運用期間）

第4条 毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までを基本とし、実施年度の暑さを鑑みて市が決定し、市ホームページで公表する。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じる。

### （応募方法）

第5条 熱海市クーリングシェルター（「涼み処」）事業実施要領に定める協力届出書（様式第1号）に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法によって、健康づくり課に提出する。

### （応募の流れ）

第6条

- (1) 応募の受付
- (2) 応募内容の審査
- (3) 協定締結・「涼み処」指定
- (4) 公表（市ホームページ等）

### （物資の配布及び情報の提供）

第7条 市は、「涼み処」に指定した施設に次の物資の配布及び情報の提供を行う。

- (1) 「涼み処」案内ステッカーの配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

(3) 熱中症特別警戒アラートの発表時の情報提供

(協定の有効期間)

第8条 協定で定めた有効期間満了の3箇月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定める。